

京 都 大 学 経 済 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(前 略) (研究部門) 第5条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。 経済情報解析研究部門 経済制度研究部門 <u>公共政策研究部門</u> 現代経済分析研究部門 (後 略)</p> | <p>(研究部門) 第5条 経済研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。 経済情報解析研究部門 経済制度研究部門 <u>経済戦略研究部門</u> 現代経済分析研究部門 附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p> |